

CHUO SOGO LPC NEWS



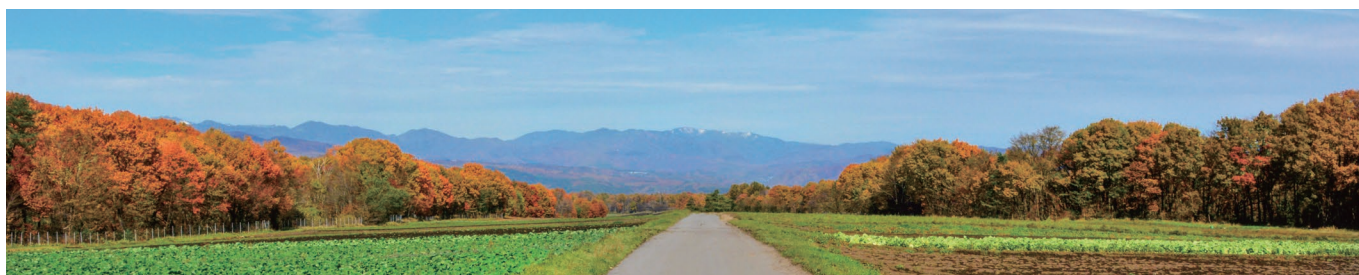
弁護士法人 CHUO SOGO LPC
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー15階
電話 06-6676-8834(代表) / FAX 06-6676-8839
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / FAX 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉈町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / FAX 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2026 秋号

2026年10月発行 第124号



ご挨拶

秋冷の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も残すところ3か月となりました。企業を取り巻く環境は引き続き変化が激しく、国際面では地政学的緊張や各国の通商政策の動向、国内面では物価・金利の動向や人手不足への対応など、経営上の重要課題が続いております。こうした中、本年は企業法務に関わる制度改正が相次いで公表・施行された年でもあり、各社において対応方針とスケジュールの検討が求められる時期を迎えております。

本号では、まず、本年7月に確定・公表されたコーポレートガバナンス・コードの改訂について解説しております。今回の改訂は、原則のプリンシプル化と解釈指針の新設により「コードの実質化」を図るとともに、成長投資に向けた経営資源の配分や取締役会の機能強化を重視するものです。上場会社の皆様には、来年7月末までに求められるコーポレートガバナンス報告書の提出に向け、早めのご検討をお勧めいたします。

また、特殊詐欺の深刻化を背景とした犯罪収益移転防止法及び同法施行規則の改正、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化に向けた物流特殊指定の改正・支払告示の制定・優越ガイドラインの改定、本年6月に施行された改正保険業法における特別利益の提供に係る規制の見直し、さらには後見・保佐を廃止して補助に一元化する成年後見制度の抜本的な見直しについても取り上げております。いずれも金融機関、荷主・物流事業者、保険会社・保険代理店をはじめ、幅広い業種の実務に影響を及ぼすものですので、ご参考にしていただければ幸いです。

このほか、本年7月にインドの法律事務所Fox & Mandalと共同で開催した日印セミナーの報告、コーポレートPGスタートアップ分科会による国内最大規模のスタートアップカンファレンス「IVS2026」の参加報告等を掲載しております。海外の信頼できる専門家との連携や、スタートアップ支援の現場における知見の蓄積は、当事務所として今後も力を入れてまいりたい分野です。

さらに、東京事務所では、11月5日に「最新トピックから考える金融法務の実務対応」と題するセミナーを開催いたします。資産運用立国の現状と課題、銀行法令の最新動向、改正保険業法を踏まえた実務対応を取り上げますので、ぜひご参加をご検討ください。

本号が皆様の日々の業務の一助となれば幸いに存じます。今後とも変わらぬご厚誼を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕



弁護士(日本・ニューヨーク州)
赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

<出身大学>
東京大学法学部
京都大学法科大学院
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)

<経歴>
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2015年5月
カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(LL.M.)卒業
2015年10月～2016年11月
Apex Juris Advocates & Legal Consultants(ドバイ、アラブ首長国連邦)勤務
2018年6月
ニューヨーク州弁護士登録

<取扱業務>
会社法、M&A、労働法、競争法、データ保護法、金融法務、紛争解決、不動産関連法務、家事事件



弁護士
小野澤 祐大
(おのざわ・ゆうだい)

<出身大学>
明治大学法学部

<経歴>
2026年3月
最高裁判所司法研修所修了
(78期)
第一東京弁護士会所属
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)

<取扱業務>
一般企業法務/会社法務、民事法務、家事相続法務、訴訟・紛争解決

令和8年コーポレートガバナンス・コード改訂の解説

—改訂のポイントと実務上の留意点—

弁護士 赤崎 雄作
弁護士 小野澤 祐大

第1 はじめに

金融庁及び株式会社東京証券取引所は、令和8年7月21日、コーポレートガバナンス・コード(2026年改訂版。以下「改訂コード」といいます。)を確定し、公表しました¹。今回の改訂では、コードのプリンシプル化や成長投資を促す方向性で改訂がなされました。そこで、本稿では、改訂コードにおける主な変更点及び改訂後の上場会社における留意事項を解説します。なお、上場会社は、遅くとも令和9年7月末日までに、改訂コードに関する事項を記載したコーポレートガバナンス報告書を提出する必要があるとされていますので²、対応スケジュールの検討に当たってご留意ください。

第2 改訂の全体像—「コードの実質化」に向けたプリンシプル化・スリム化

1 改訂の概要

今回の改訂の最大の特徴は、本コードの実質化を図る観点から行われたものであるという点です。具体的には、コンプライ・オア・エクスプレインの対象となる原則の内容が概念的かつ抽象的なものに限定する一方、各原則への実効的な対応を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した解釈指針が新設されました。これに伴い、従前の補充原則のうちガバナンスの中核となる部分は原則に格上げされ、他方でコード内の他の箇所や法令等との重複がある部分は削除又は解釈指針に移管され、要点を簡潔に記載したメリハリのある規定に改訂されました³。もっとも、基本原則に付されていた従前の「考え方」欄も「解釈指針」に改められており、解釈指針の記載の全てが新たに設けられたものではない点には留意が必要です。

また、本コードの趣旨を改めて周知する観点から、序文が新設されました。序文では、①本コードが市場における中長期の投資を促す効果をもたらすことも期待されていること、②原則をコンプライする場合・しない場合のいずれであっても、その理由を丁寧に説明することが投資家との建設的な対話に資すると考えられることが、新たに明記されています。

2 実務上の対応

上記のように、本改訂では、解釈指針が新設されており、上場会社は、各原則の内容に加えて解釈指針の内容も踏まえて当該原則の趣旨を

捉えた上で、自社の置かれた状況を踏まえたコンプライ又はエクスプレインの選択その他の対応を行う必要があるとされています⁴。したがって、解釈指針の記載を軽視することは適切ではなく、解釈指針の記載を考慮しつつ、コンプライ・オア・エクスプレインの対応を検討する必要があります。また、コンプライする場合であっても、機械的な説明に終始するのではなく、実質的な対応や説明が求められます。

第3 経営資源の配分に関する改訂

1 改訂の概要

改訂コードでは、取締役会の役割・責務として、成長投資に向けた取組みの重要性が強調されています。具体的には、取締役会の役割・責務としての企業戦略等の大きな方向付けについて定めた原則4-1において、①会社の成長の道筋を構築すべきことが新たに追記されました。また、②成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分に関し具体的に何を実行するのかを説明すべきことも同原則に定められています。これは、改訂前の原則5-2(経営戦略や経営計画の策定・公表)に既に定められていた事項が、取締役会の役割・責務を定める原則4-1に統合されたものであり、新たに設けられた事項ではなく、その位置づけが変更されたものです(もっとも、一部表現の修正はなされています。)

さらに、適切なリスクテイクを支える環境整備について定めた原則4-2には、取締役会が自社の経営資源の配分について、成長の実現を目指して策定・公表した経営戦略や経営計画に照らし適切なものとなっているかを不断に検証すべき旨が明記され、その解釈指針では、現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資に有効活用できているかを含めて検証を行うべき旨が新たに定められました。また、同解釈指針には、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、会社の持続的な成長に資するよう、実効的に監督すべき旨も定められていますが、これは、改訂前の補充原則4-2②に定められていた内容が解釈指針に移管されたものです。

2 実務上の対応

取締役会は、会社成長の道筋を構築し、経営資源の配分に関し具体的に何を実行するのかについて説明することや、経営資源の配分につ

いて成長投資に有効活用できているかについて検証することが求められます。上記②の説明については、経営資源の配分について、具体的に何を実行するかについて説明を行うことが重要とされているため、表面的な説明にとどまらず、実質的な説明が求められると考えられます。したがって、今後、経営資源の配分の説明を適切に実施する観点から、取締役会において、経営資源の配分について充実した議論をした上で、開示内容を決定することが求められることになります。

第4 取締役会の機能強化に関する改訂

1 改訂の概要

改訂コードでは、独立社外取締役の実効性向上を目的として、独立社外取締役の果たすべき役割・責務、資質・数の確保及び独立性確保の重要性が、原則及び解釈指針において強調されています。特に、社外取締役の数については、支配株主を有するプライム市場上場会社において、支配株主から独立性を有する独立社外取締役を少なくとも過半数選任されるべきであるとされています。もっとも、これは、改訂前の補充原則4-8③に既に定められていた事項であり、今回の改訂により、補充原則から原則（原則4-10）に格上げされ、その位置づけが変更されたものです。また、解釈指針においては、支配株主には該当しないものの実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社においても、社外取締役の数を定めた本原則の趣旨に沿った対応を採ることが望ましいとされています。

また、取締役会の審議の活性化に向け、議長や独立社外取締役を含む取締役を支援する重要な役割を果たす事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能強化を推進すべき旨が、解釈指針に追記されました。さらに、取締役会がリスク管理体制を整備する際の考慮事項として、サイバーセキュリティリスクや、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応が含まれ得ることが解釈指針に追記されました。この他にも、CEOの選解任に関する手続き、サステナビリティを巡る課題に対する取り組みや各取締役のスキルの開示についても定められていますが、これらはいずれも改訂前から定められていた事項であり（順に、改訂前の補充原則4-3②・③、補充原則2-3①及び4-2②並びに補充原則4-11①）、今回の改訂により、原則への格上げ又は解釈指針への移管がなされ、その位置づけが変更されたものです。

2 実務上の対応

このように、今回の改訂で、取締役会や社外取締役において求められる事柄が追加されるとともに、改訂前から定められていた事項についても、原則への格上げ等によりその位置づけが変更されました。社外取締役については、形式的に本コードの原則で規定されている人数を確保すれば良いのでは

なく、必要な資質を備えた人物を確保することが求められています。また、サイバーセキュリティや経済安全保障に関するリスクは、従来のリスク管理体制の議論では必ずしも明示的に取り上げられてこなかった論点であるため、取締役会において、自社のリスク管理体制がこれらのリスクに適切に対応できているかを改めて検討することが求められるといえます。

第5 有価証券報告書の株主総会前開示に関する改訂

1 改訂の概要

改訂コードでは、株主総会が株主との建設的な対話をする場であることを踏まえ、株主総会における適切な権利行使のための環境整備の例として、有価証券報告書を株主総会前に提出することが、明記されました。その上で、解釈指針では、有価証券報告書は株主総会開催日の3週間以上前に提出されることが最も望ましく、その実現に向けて株主総会の開催時期や議決権行使に係る基準日の後ろ倒しも含めて検討することが考えられる旨が補足されています。

2 実務上の対応

金融庁は、現行法制下で一般化している実務運用からすると、株主総会開催日の3週間以上前の有価証券報告書の提出は必ずしも容易ではないとの認識を示しており、法制審議会における有価証券報告書と事業報告等の一本化の議論等、制度的な検討も並行して進めるとしています。したがって、上場会社としては、今後の有価証券報告書に関する制度設計の変化についてキャッチアップしつつ、開示スケジュールの前倒しの可能性について、中長期的に検討することが望ましいと考えられます。

第6 おわりに

以上の通り、令和8年のコーポレートガバナンス・コード改訂は、コード自体の実質化を図りつつ、成長投資の促進、取締役会の機能強化、及び有価証券報告書の株主総会前開示についての規定を中心に行われたものです。各上場会社におかれては、改訂コードの趣旨を十分に理解した上で、自社の状況に応じて、具体的な対応を検討し、令和9年7月末日までの、コーポレートガバナンス報告書の提出に向けた準備を行う必要があります。

- 1 金融庁・株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）の確定について」（令和8年7月21日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>）
- 2 金融庁・株式会社東京証券取引所「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」4頁（令和8年7月21日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/03.pdf>）
- 3 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～（改訂前からの変更点）」3頁（令和8年7月21日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/02.pdf>）
- 4 金融庁「上場会社の担当者の皆様へーコーポレートガバナンス・コードの改訂について」（令和8年7月21日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/08.pdf>）



弁護士
高橋 瑛輝
(たかはし えいき)

<出身大学>
私立洛星高等学校 卒業
京都大学法学部 卒業
京都大学法科大学院 修了

<経歴>
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(64期) 弁護士登録(大阪弁護士会)
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長補佐(政策課、国際監督室、法令等遵守調査室を併任)
2018年2月
金融庁検査局総務課 金融証券検査官、仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官
2018年5月
事務所復帰
2020年4月～2022年3月、2023年4月～
大阪弁護士会民選委員会
副委員長
2020年9月
公認不正検査士登録

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権



弁護士
秋山 絵理子
(あきやま えりこ)

<出身大学>
お茶の水女子大学文教育学部
甲南大学法科大学院

<経歴>
2017年12月
最高裁判所司法研修所修了(70期)
大阪弁護士会登録(大阪市内の法律事務所入所)
2020年4月
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2021年4月
金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室 室長補佐(～2022年3月)
2022年4月
金融庁監督局銀行第二課 課長補佐(法務担当)(～2023年3月)
2023年1月
金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 課長補佐(～2025年1月)
2023年4月
金融庁総合政策局リスク分析総括課 金融犯罪対策室(旧マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策企画室)専門検査官(～2025年1月)
2025年2月
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>
金融法務、
コンプライアンス対応、
ストラクチャードファイナンス/パン
キング、企業法務/会社法/M&A、
訴訟・紛争解決

犯罪収益移転防止法及び同法施行規則の改正

弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 秋山 絵理子

近年、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害は深刻化の一途をたどっており、令和7年においては約3241億円もの被害が生じています。こうした特殊詐欺においては、預貯金口座等の金融サービスが悪用されている実態があることから、令和8年の通常国会において犯罪収益移転防止法(以下「犯収法」)が改正されました。また、これに先立ち、令和7年及び令和8年に犯収法施行規則が改正され、本人特定事項の確認方法が厳格化されたほか、預金取扱金融機関における不正利用口座の情報共有に係る規定が新設されています。本稿では、これら一連の改正の概要を解説します。

第1 犯収法の改正

1 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ

いわゆる「道具屋」が行う預貯金通帳等¹の不正な譲り受けや譲渡等²について、その悪用実態を踏まえ罰則を強化する必要があることから、下表のとおり改正され、令和8年7月10日から施行されました。

	改正前	改正後(R8.7.10～)
下記以外	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金
業として行われるもの	3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金	5年以下の拘禁刑又は1000万円以下の罰金

2 送金犯罪の創設

他人の預貯金通帳等を譲り受けることなく、他人に対し、その預貯金口座による犯罪収益の收受やその送金を依頼する資金洗浄の手口も存在します。その依頼は、犯罪収益であること明示せずSNS等を通じて行われ、報酬目的でその依頼を受けて送金等を実行する者は「送金バイト」と呼ばれることがあります。こうした行

為は、組織的犯罪処罰法第10条(犯罪収益等收受)の罪に問う余地がありますが、收受する財産が犯罪収益であることを知っていたこと(「情を知って」)の立証には困難が伴い、処罰の実効性に課題があります。そこで、預貯金契約等に係る役務³及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務を利用して自己以外の者に財産を移転する行為等⁴を「特定役務利用財産移転行為」としたうえで、以下の各行為のうち、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない場合について処罰対象とされました(2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金。①③につき業として行われるものは3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金。)。この改正も令和8年7月10日から施行されており、今や「送金バイト」ではなく「送金犯罪」と呼ぶべきものとなりました。本改正により、これまで「収納代行」と称して行われてきた取引の一部が「送金犯罪」と位置付けられる可能性がある点に留意が必要と思われます。

- ① 自己または第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼すること
- ② 上記①の目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、広告等により人を誘引すること
- ③ 他人の依頼を受けて、当該他人に上記①の目的があることの情を知って、有償で特定役務利用財産移転行為をすること
- ④ 特定役務利用財産移転行為を引き受けることを示して、有償での特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を勧誘し、又は広告等により人を誘引すること

3 「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設

警察官が預貯金取扱事業者等⁵の協力を得て、名義人の表示等について当該口座等が捜査に用いられるものであることを相手方に推知されないための措置を講じた口座（以下「犯罪利用防止措置用口座等」といい、いわゆる「架空名義口座」に当たる。）を開設したうえで、これを預貯金通帳等の不正譲渡等を勧誘する者等に譲り渡すなどし、振り込まれた財産の移転を防止するという新たな制度（口座等犯罪利用防止措置）が創設されました。この措置により犯罪利用防止措置用口座等に財産が移転した場合、警察本部長は当該財産を保管したうえで、原則としてその移転を行った者に返還しなければなりません。返還を受ける権利が消滅した財産については、都道府県公安委員会が、これを原資として、当該財産の移転元となった口座等から財産を移転させられた詐欺等の被害者に対し、特定被害回復給付金を支給する制度となっています。これらの改正事項は、公布の日である令和8年6月10日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定であり、金融機関としても、今後、当該措置に対する協力態勢が必要となります。

第2 犯収法施行規則改正

1 本人確認方法の厳格化

(1) 改正の背景

近年、偽造された本人確認書類を用いた非対面での口座開設や、他人になりすました口座開設が、特殊詐欺等の犯罪に利用される事例が問題となっています。従来の本人確認方法には、本人確認書類の券面又はその画像を確認する方法がありましたが、精巧に偽造・改ざんされた本人確認書類について、券面のみから真正性を確認することには限界があります。

そこで、犯収法律施行規則（以下「施行規則」という。）が改正され、ICチップに記録された情報や公的個人認証を活用し、本人確認書類の偽造・改ざんやなりすましへの対策を強化することとされました。改正後の本人確認方法は、令和9年4月1日から施行されます。

(2) 対面取引における本人確認方法

自然人である顧客等について対面で本人特定事項を確

認する場合、現行制度では、運転免許証や個人番号カード等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法が広く用いられています。

改正後は、ICチップが組み込まれた顔写真付き本人確認書類について、単に券面の提示を受けるだけではなく、本人確認書類の提示と併せて、ICチップに記録された情報の読取り等を行う方法が原則となります。ICチップ情報と券面情報を照合することにより、本人確認書類の真正性を確認し、偽造書類を用いたなりすましを防止する趣旨です。

一方、ICチップが組み込まれていない顔写真付き本人確認書類については、提示に加えて、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付するなど、追加的な確認が必要となります。なお、所定の要件を満たす非居住外国人等については、本人確認書類の提示を受ける現行の方法が存置されます。

(3) 非対面取引における本人確認方法

非対面取引では、現行制度上、顔写真付き本人確認書類の画像と本人の容貌の画像を送信させ、両者を照合する方法が広く利用されています。

しかし、偽造された本人確認書類の画像を用いたなりすましのリスクが指摘されてきました。このため、改正後は、本人確認書類のICチップ情報を読み取る方法や、個人番号カードの署名用電子証明書を利用する公的個人認証方式等への移行が進むことになります。

特に、本人確認書類の券面画像と容貌の撮影を組み合わせたeKYCを採用している事業者は、改正後も利用可能な方法かを確認し、システムや顧客導線を見直す必要があります。

(4) 実務上必要となる対応

本改正は、金融機関に限らず、犯収法上の取引時確認義務を負う特定事業者全般に関係する改正です。このため、各特定事業者において、自社の本人確認実務への影響を確認し、必要な対応を進めることが求められます。

具体的には、まず自社が対面・非対面の各取引で採用している本人確認方法を棚卸しし、改正後も利用可能な方法と、廃止又は変更される方法を整理する必要があります。

その上で、本人確認事業者やシステム部門と連携し、ICチップ情報の読取りや公的個人認証への対応、ICチップを読み

取れない場合等の代替手段・例外処理を検討する必要があります。また、規程、事務マニュアル、確認記録、顧客向け画面、FAQ等についても見直しが必要です。令和9年4月の施行を見据え、システム改修、テスト、職員研修及び顧客への周知を計画的に進めることが重要です。

2 不正利用口座に係る情報共有

(1) 改正の概要

特殊詐欺等の犯罪では、犯罪者が複数の金融機関に口座を開設し、犯罪によって得た資金を短時間で複数の口座へ移転させることがあります。このため、一つの金融機関が自ら保有する情報のみを用いて対応することには限界があります。

こうした問題を踏まえ、改正施行規則では、預貯金取扱事業者間で不正利用口座に関する情報を共有する枠組みが設けられました。

具体的には、預貯金取扱事業者に対し、犯罪又は犯罪収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認めた口座について、安全管理措置等を定めた上で、取引時確認等に必要な情報を、他の預貯金取扱事業者に提供するように努める義務が定められました。

また、情報の提供を受けた預貯金取扱事業者についても、受領した情報を整理・分析し、必要に応じて犯罪収益の移転を防止するための措置を講じるよう努めることとされています。これらの改正も、令和9年4月1日から施行・適用されます。

(2) 共有情報を利用したリスク低減措置

情報共有制度は、他の金融機関から受領した情報を単に保管し、又はリスト照合するだけの制度ではありません。

預貯金取扱事業者は、受領した情報を、新規口座開設時の審査、既存顧客の継続的顧客管理、取引モニタリング、疑わしい取引の届出の検討、取引制限や口座凍結等の判断に、どのように反映するかをあらかじめ整理しておく必要があります。

もっとも、情報提供を受けたことのみを理由として、直ちに口座開設を拒絶し、又は既存口座を凍結・解約することが常に適切とは限りません。共有された情報の内容や、自社が保有する顧客情報及び取引状況等を踏まえ、個別にリスクを評価することが重要です。

(3) 情報管理上の留意点

不正利用口座に関する情報は、顧客に重大な影響を及ぼし得ます。そのため、預貯金取扱事業者においては、共有対象とする口座の判定基準、情報の正確性・最新性の確認、情報の訂正・更新・削除の手続、アクセス権限及び利用目的の制限、情報漏えいを防止するための安全管理措置等を整備する必要があります。

また、共有情報をどのように分析し、どのような根拠に基づいて口座開設の拒絶、追加確認、取引制限等の判断をしたのかについて、事後的に説明できるよう記録を残しておくことも重要です。

第3 まとめ

今回の施行規則改正は、本人確認書類の真正性を口座開設等の入口段階で確保するとともに、口座開設後についても、預貯金取扱事業者間の情報共有を通じて不正利用を早期に把握し、預貯金口座が犯罪インフラとして利用されることを防止しようとするものです。

特定事業者及び預貯金取扱事業者においては、本人確認や情報共有に係るシステムの整備にとどまらず、口座開設審査、継続的顧客管理、取引モニタリング、疑わしい取引の届出及び口座凍結等の各業務を一連のものとして見直し、施行日に向けた対応を進めることが求められます。

- 1 預貯金通帳のほか、預貯金の引出用カード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他当該役務の提供を受けるために必要なもの。このほか、高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約、電子決済手段等取引契約、電子決済等利用契約又は暗号資産交換契約の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報や、資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なもの（為替取引カード等）の譲り受け、譲渡等についても同様の改正がなされています。
本稿執筆時点では改正運用基準（案）ですので、内容は未確定であり、意見募集の結果を踏まえ、今後変更となる可能性もあります。
- 2 ①他人になりすまして預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けること、②正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けること、③相手方に上記①の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供すること、④正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供すること。
- 3 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約、電子決済手段等取引契約、電子決済等利用契約及び暗号資産交換契約に係る役務も含まれ、合わせて「預貯金契約等役務」という。
- 4 預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為や、預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為も含まれる。
- 5 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者等及び暗号資産交換業者が含まれる。

東京事務所セミナーのご案内

東京事務所では、本年もクライアントの皆様の実務にお役立ていただける情報をご提供する機会として、下記のとおりセミナーを開催いたします。近時注目を集めるテーマを取り上げ、最新の動向や実務上のポイントをご紹介します予定です。皆様の日々の業務や今後の事業戦略をご検討される際の一助となれば幸いです。ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

◇ 日 時：令和8年11月5日(木)

セミナー 13:20~16:55(受付開始12:50)
レセプション セミナー終了後~18:20

◇ 会 場：日比谷国際ビル カンファレンススクエア

東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル 8階

◇ テーマ：最新トピックから考える金融法務の実務対応 ー銀行・保険・資産運用の制度改革を踏まえてー



第1部(13:25~14:25):資産運用立国の現状と課題

弁護士 本行 克哉 / 弁護士 新澤 純

冒頭、金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2026」をもとに、資産運用業界の最新動向を振り返ります。次に、近時の潮流として、①2025年5月1日施行に係る「投資運用関係業務受託業」、「非上場有価証券特例仲介業」の制度概要及び現状と課題、②国内銀行、国内証券と海外資産運用会社との協働の流れ(LBOファイナンスにおける資金力強化に向けた取り組み等)と法的論点、③国内生保、海外資産運用会社との協働の流れ(資産集約型再保険の普及と課題)を概観します。

第2部(14:40~15:40):銀行法令の最新動向と実務上の留意点

弁護士 小宮 俊 / 弁護士 谷 崇彦

金融庁は、地域金融力強化プラン等を踏まえ、金融機関による事業者支援・地域課題解決機能の強化に向け、銀行法令・監督指針の見直しを進めています。本セミナーでは、近時の銀行法令改正・制度見直しの最新動向を整理、銀行グループの業務展開、経営戦略、ガバナンス・管理態勢上の留意点を、制度趣旨と実務の両面から解説します。

第3部(15:55~16:55):改正保険業法を踏まえた実務対応のポイント

東京事務所所長 代表社員パートナー弁護士 錦野 裕宗 / 弁護士 佐藤 諒一

改正保険業法が施行されるなど、各保険会社及び保険代理店においては、業務運営や態勢の見直しが急務となっています。一連の改正では、比較推奨販売や過度の便宜供与など、実務に大きな影響を及ぼす重要な論点が幅広く盛り込まれています。本セミナーでは、パブリックコメントの回答を踏まえ、ポイントを整理するとともに、対談形式により、実務上の悩みどころをわかりやすく解説します。

◇ 定 員：180名(参加無料) ※お申し込みの状況によってはご希望に沿えない場合がございます。

本セミナーへのご参加を希望する方や本セミナーに関するご質問がある方は、以下のアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：seminar.tokyo@clo.gr.jp



お申込み専用フォーム



弁護士

加藤 友香
(かとう ゆか)

<出身大学>

同志社大学法学部
同志社大学法科大学院

<経歴>

2008年
2級ファイナンシャルプラン
ニング技能士
2010年
宅地建物取引士試験合格
2017年3月
株式会社京都銀行 退職
2022年4月
最高裁判所司法研修所修了
(74期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(京都事務所)
2022年10月～
同志社大学大学院司法研究科
アカデミックアドバイザー

<取扱業務>

民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた 規制の整備について(物流特殊指定の改正、支払告示の制定及び 優越ガイドラインの改定)

弁護士 加藤 友香

第1 はじめに

令和8年6月17日、公正取引委員会は、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応のため、①「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法」(以下「物流特殊指定」といいます。改正後は名称に「等」が加わります)の改正、②「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」(以下「支払告示」といいます)の新規制定、③「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下「優越ガイドライン」といいます)の改定を公表しました。

令和8年1月1日に下請法が改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(中小受託取引適正化法、通称「取適法」)が施行されましたが、取適法の適用は、資本金又は従業員数の要件を満たす当事者間の取引に限られ、サプライチェーン全体に価格転嫁や支払条件の適正化を浸透させるには限界がありました。そこで、取適法の外側にある取引(大企業間の製造委託取引や発荷主・着荷主間の取引等)における問題に対応するため、今回一連の新たな規制が設けられました。

優越ガイドラインは令和8年6月17日に改定され、物流特殊指定及び支払告示は令和9年4月1日から施行されます。以下、その概要をご説明いたします。

第2 物流に関する商慣習の問題への対応

1 物流特殊指定の改正

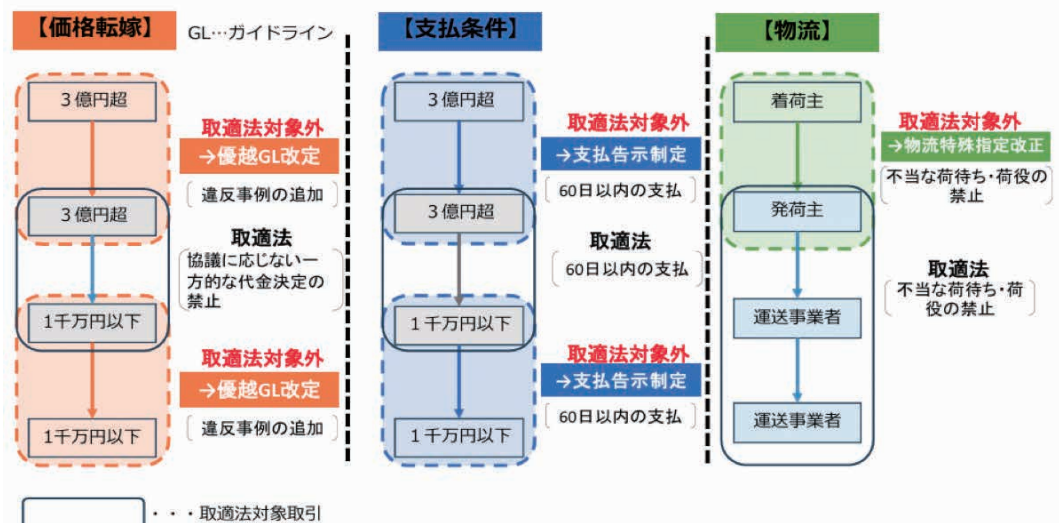
物流特殊指定は、荷主と物流事業者との取

引における優越的地位の濫用を規制するため、独占禁止法第2条第9項第6号に基づき指定された告示であり、一定の規模要件を満たす発荷主から物流事業者に対する運送委託又は保管委託の際の一定の行為を禁止しています。

一方で、物流業界では、着荷主が、荷下ろしの場面において、発荷主との間で取り決めた取引条件に含まれない荷待ち・荷役等を運送事業者を通じて要請する行為が問題となっています。取適法施行により、運送事業者と発荷主の関係では運送事業者の保護が一定程度図られましたが、着荷主の行為に実効的に対処することは困難との指摘がありました¹。

そこで、今回の改正では、従来の発荷主・物流事業者間の規律に加え、新たに「特定着荷主」から「特定発荷主」に対する行為が規制対象とされ、物品の引渡しを受ける特定着荷主が、①運送の役務以外の役務その他経済上の利益の提供をさせること(同告示第2項第1号)、②運送の内容の変更をさせ、又は運送を行った後にやり直しをさせること(同項第2号)により、特定発荷主の利益を不当に害することが禁止されました。具体的には、特定着荷主が特定発荷主に対し、あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の荷下ろし業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、特定発荷主にその費用を負担させた場合や、特定着荷主が特定発荷主に対し、自社の都合により運送事業者に長時間の待機をさせたにもかかわらず、特定発荷主にその費用を負担させた場合などが該当します²。

今回の規制の対象となる「特定着荷主」の該当性は、契約の相手方である特定発荷主との関係で、資本金基準(3億円超、1千万円超3億



※出典：公正取引委員会・中小企業庁「物流特殊指定の改正、支払告示・支払告示運用基準の制定、優越ガイドラインの改定について」(令和8年6月29日)

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた規制の整備について (物流特殊指定の改正、支払告示の制定及び優越ガイドラインの改定)

円以下)又は従業員基準(300人超)により判定され、これらの規模要件を満たさない場合であっても、発荷主に対し取引上優越した地位にある着荷主は「特定着荷主」に該当します(同告示備考第3項)。

なお、今回の改正では、手形払等の禁止(同告示第1項第1号)、協議に応じない一方的な代金決定の禁止(同項第7号)、等取適法の内容と整合させた改正もなされています。

2 実務上の留意事項

以上のとおり、着荷主が運送事業者と直接の契約関係を有しない場合であっても規制が及ぶこととなりますので、自社が着荷主になっている取引について、規制の対象となる取引の有無を確認するとともに、該当取引については、運送事業者に対する契約外の荷待ち、荷役等の要請が行われないよう現場においても周知する必要があります。

なお、特定着荷主が、特定発荷主に「経済上の利益の提供」(荷役作業・附帯業務等)をさせる場合であっても、その具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意したうえで、①当該提供のために通常必要な費用を自己が負担する場合、又は、②取引の目的物等の物品の対価に当該提供のために通常必要な費用が反映されている場合には、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととはならないものと考えられています³。

第3 サプライチェーン全体での適切な価格転嫁、支払条件の適正化に向けた規制の強化

1 支払告示の制定

(1) 概要

「製造委託等」(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託)(取適法第2条第6項)の取引では、一般に、委託が反復継続的となり受託事業者の取引依存度が高くなりやすく、典型的に委託事業者が優位に立ちやすいため、支払期日の設定において受託事業者が経済上の負担のしわ寄せを受けやすいと考えられます。取適法の施行により支払条件に係る規制が強化されましたが、規模要件(資本金・従業員)を満たさず取適法の対象とならない事業者間であっても、代金の支払者という地位を前提に支払いの繰延べによる負担を押し付けやすい状況がみられ、一部の事業者に資金繰りの負担を生じさせていることが指摘されています。

そこで、このような発注者による優越的地位の濫用行為を効果的に規制し、サプライチェーン全体で支払期日が適切に設定されるよう、支払告示(独占禁止法第2条第9項第6号に基づく告示)が制定され、製造委託等の取引においては、正当な理由なく「給付を受領した日から起算して60日の期間経過後なお代金を支払わないこと」が禁止行為と定められました。

支払告示は、取適法上の「製造委託等」をした事業者に適用され、資本金及び従業員数の要件はありません。なお、受託事業者について「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる者」は除外されますが、その判断基準について、運用基準では、①取引依存度、②委託事業者の市場における地位、③取引先変更の可能性、④その他委託事業者と取引することの必要性を示す具体的事実

を総合的に勘案するとされており⁴、事業規模だけで判断されるわけではない点については留意が必要です。

(2) 実務上の留意点

以上のとおり、製造委託等については、これまで取適法の適用対象とならなかった取引についても、取適法の適用対象取引と同様に、正当な理由がない限り、給付の受領日から60日以内に代金を支払う必要があります。取適法の適用対象か否かで対応を分けていた企業は、支払条件の変更の要否を確認する必要があります。

2 優越ガイドラインの改定

優越的地位の濫用は、独占禁止法上、不公正な取引方法の一つとして禁止されています(同法第2条第9項第5号)。そして、その法運用の透明性と事業者の予見可能性を向上させる観点から策定されたのが優越ガイドラインです。

価格決定の場面において、取適法においては、プロセスに着目した「協議に応じない一方的な代金決定」(取適法第5条第2項第4号)が禁止されましたが、取適法の対象外取引においては、実効的な価格協議が行われないことが一因となって価格転嫁が十分に進んでいないと指摘されていました⁵。そこで、対価の決定方法について実効的な価格協議が行われたかどうか優越的地位の濫用該当性の考慮要素となることを明確にすべく、優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の「想定例」に以下のような事例が追記されました。

- ①量産期間終了後の補給品について、大量発注を前提とした従前単価からの引上げの協議を求められたのに、これを拒否又は無視して従前の単価と同一の単価を一方的に定める例
- ②取引の減少・打ち切りの示唆により、協議することなく著しく低い又は著しく高い対価を定める例
- ③コスト上昇に関する資料に基づく協議に対し理由の説明や根拠資料の提供をせず、従前単価と同一の単価を一方的に定める例
- ④短納期発注を前提とした発注により生産コスト等が大幅に増加したにもかかわらず、通常納期で発注した場合と同一の単価を一方的に定める例

第4 おわりに

令和8年1月1日に取適法が施行されたことに伴い、適用対象取引の有無を確認し、各社必要な対応を進めてこられたことと思いますが、物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定により、取適法の適用対象とならない取引であっても、取適法適用対象取引と同様に対応することが求められる場合が生じます。そのため、自社の支払条件や物流現場の実態を早期に把握し、必要な対応を進めていただく必要があります。

1 公正取引委員会・中小企業庁「第4回企業取引研究会」(令和8年3月10日)
2 公正取引委員会「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正取引方法」リーフレット
3 公正取引委員会「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正取引方法」、「製造委託等に係る代金の支払いに関する特定の不正取引方法」等について「別紙2(令和8年6月17日)」
4 「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」の運用基準(令和8年6月18日)
5 公正取引委員会・中小企業庁「第4回企業取引研究会」(令和8年3月10日)



弁護士

佐藤 諒一
(さとう りょういち)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2022年4月
最高裁判所司法研修所修了
(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
入所(東京事務所)
2023年7月～2025年12月
金融庁監督局保険課 課長
補佐
2026年1月
弁護士法人中央総合法律事務所
復帰

<取扱業務>
金融法務・保険法務、M&A、
訴訟・紛争解決、一般企業法務

令和7年保険業法改正―特別利益の提供に係る改正

弁護士 佐藤 諒一

第1 はじめに

金融庁では、損害保険業界において発生した保険金不正請求事案や保険料調整行為事案を受け、令和6年3月から6月にかけて「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」が、同年9月から12月にかけて「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」(以下「WG」といいます。))が開催されました。

これらの議論を踏まえ、第217回国会に提出された保険業法改正案は、令和7年5月30日に成立し、令和8年6月1日に施行されています(以下「改正法」といいます。))。

改正法は、主に、①特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化、②保険会社等に対する体制整備義務の強化、③特別利益の提供における対象範囲の拡大を内容としています。

本稿では、このうち、③特別利益の提供について、改正法のほか、改正保険業法施行規則(以下「改正規則」といいます。))や改正保険会社向けの総合的な監督指針(以下「改正監督指針」といいます。))も踏まえ、改正の全体像及び実務上のポイントを解説します。

第2 特別利益の提供の概要

1 特別利益の提供とは

特別利益の提供は、改正以前より、法第300条第1項第5号に規定されており、その趣旨は、保険契約者間の公平性及び保険業の健全な発展にあるとされています¹。また、その要件は、①利益の提供主体、②利益の受け手、③保険募集等との関連性、④禁止行為に大別されます。

同条第1項柱書は、このうち、①について、保険会社や保険募集人など、一定の者が提供主体となることを、③について、保険契約の締結、保険募集等に「関して」、行われる行為を禁止対象とすると規定しています。

また、改正前は、同項第5号で、②について、「保険契約者又は被保険者」に対して行われることを、④について、「保険料の割引、割戻し」と「その他特別の利益の提供」を約し、又は提供する行為を禁止することを規定していました。

2 WGでの議論

WGでは保険契約者のグループ会社のゴルフ場やホテルの利用など、保険契約者の「グループ企業」のサービス利用や物品の購入、役務の提供(出向等を含む)等の「便宜供与」の実績が、保険契約の締結にあたり、重要な影響を及ぼしているとの問題意識が示されました²。このような状況は、保険契約者間の公平性を阻害するだけでなく、保険商品・サービスの内容で競争することが求められる保険会社の活力を

失わせてしまうおそれもあるとの理解のもと、報告書では、以下の2点について、提言がなされました³。

- ・「特別の利益の提供」として禁止される行為の対象に、例えばサービスの利用や物品の購入、役務の提供等の便宜供与のうち、上記の趣旨に反するようなものを新たに含めるとともに、
- ・特別の利益の受け手の対象に、保険契約者又は被保険者のグループ企業を追加する必要がある。

3 改正法の概要

このような提言をうけ、改正法は、上記②及び④について、改正を行っています。

すなわち、②利益の受け手について、「保険契約者若しくは被保険者」に加え、「これらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」を新たに規定しました。

また、④禁止行為について、「保険料の割引又は割戻し」に続き、「物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」を新たに加えたうえで、「その他特別利益の提供」を規定する形としています。

第3 「これらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」

1 改正規則第232条の2

改正法第300条第1項第5号が新たに規定する「内閣府令で定める密接な関係を有する者」とは、改正規則第232条の2各号に掲げる以下の者です。

- ①当該保険契約者又は被保険者(法人である者に限る。以下この条において同じ。))の役員又は使用人(当該法人と実質的に同一と認められる者に限る。))
- ②当該保険契約者又は被保険者の子法人等
- ③当該保険契約者又は被保険者を子法人等(令第13条の5の2第3項後段の規定により子法人等とみなされる者を除く。次号及び第5号において同じ。))とする親法人等(同項後段の規定により親法人等とみなされる者を除く。次号及び第5号において同じ。))
- ④当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の親法人等
- ⑤当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険契約者又は被保険者を除く。))
- ⑥当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人(第1号に掲げる者を除く。))

2 規則第234条第1項第1号との関係

上記のとおり、改正後の法第300条第1項第5号は、利益の受け手について、新たに追加をしている一方で、引き続き、法第300条第1項第9号、規則第234条第1項第1号は、「何らの名義によってするかを問わず、改正法第300条第1項第5号に規定する行為の同項による禁止を免れる行為」を禁止しています。この点、パブリックコメントにおいて、規則第234条第1項第1号は、保険契約者若しくは被保険者又は改正規則第232条の2各号に定める者に該当しない場合であつても、改正法第300条第1項第5号の禁止を免れる行為を禁止するものであるとの理解が示されています⁴。

したがって、「保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と密接な関係を有する者」に該当せずとも、これらの者以外の第三者を相手方として特別利益の提供に係る規制を免れる行為については、禁止されることに留意する必要があります。

第4 物品の購入、役務の提供その他の取引であつて取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの

1 対象範囲

改正法においては、禁止行為の対象が、ア.保険料の割引又は割戻し、イ.物品の購入、役務の提供その他の取引であつて取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの、ウ.その他特別の利益の3つとなっています。

このうち、ア.については、従前のとおり、金銭交付を主に想定していると考えられます。一方で、イ.の適用範囲について、「取引」とは何かという問題が、ウ.との区別との関係で生じます。

ここでいう「取引」とは、改正監督指針Ⅱ-4-2-2(8)(注2)において、「保険契約に付帯されるサービス以外のものであつて、売買その他保険契約者等との間で対価を伴い行われるものをいう。」と定義されています。したがって、ノベルティの提供のような無償で行われるものについては、ここでいう「取引」には含まれず、ウ.に該当するかによって、判断されることとなります⁵。また、いわゆる付帯サービスについても同様にウ.の問題として判断されることとなります⁶。一方で、売買契約などの有償取引が、ここでいう「取引」に該当することとなります。

2 判断基準

「取引」に該当した場合、当該「取引」が「取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」であるかを判断することとなります。

この判断について、改正監督指針は以下の要素に照らして検討するものとしています。

- (ア) 保険会社又は保険募集人において、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う又は当該取引の内容を決定することとされていないか。
- (イ) 当該取引が、保険会社又は保険募集人の事業運営において必要性のないもの又は事業運営上の必要性に照らし過大なものとなっていないか。
- (ウ) 当該取引における、価格等の取引条件が、一般的

な取引条件と比較し、著しく不合理なものとなっていないか。

(エ) 当該取引が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。

これらの各要素について総合的に勘案・考慮して、特別利益の提供に該当しないかを判断することとなるものの、(ア)に該当する場合には、特に取引上の社会通念に照らし相当であると認められないおそれがあることに留意する必要があるとされています⁷。以下では、(ア)の要素を中心に、検討をします。

(1) 保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う又は当該取引の内容を決定する場合

ここでは、主として、保険契約の締結等の条件として、一定の取引が行われる、又は取引内容について決定することを念頭においていると考えられます。「当該取引を行う」ケースとしては、例えば保険契約の締結等の条件として車両を購入するような場合が該当すると考えられます。また、「当該取引の内容を決定する」とは、特定の保険契約への加入を条件に、保険契約者等に販売する車両価格を値引くなどの行為が該当します(改正監督指針Ⅱ-4-2-2(8)①(注4))。特に、保険募集と同時に非保険領域のサービスの提案を行うようなケースについては、保険契約の締結等を条件として取引内容が決定されているといった評価を受けないよう、例えば価格決定の根拠を明確にしておくなどの対応をすることが考えられます。

なお、事故防止・損害抑制に係るサービスについては、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らして不相当と判断されるものではないとされており(改正監督指針Ⅱ-4-2-2(8)①(注3))、別途、個別具体的な検討が求められています⁸。

(2) 一般的な取引条件と比較し著しく不合理なもの

ここでいう「著しく不合理」とは、一般的な取引と当該取引の条件との差について、社会通念に照らして合理的な説明が困難であるような著しい差異がある場合を想定しているとされています⁹。特に企業間の取引においては、従前の取引関係等に応じて各社ごと条件に差があると考えられるところ、当該差異が許容されないわけではなく、「社会通念に照らして合理的な説明が困難か」によって判断されることになります。

- 1 金融庁「『損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』報告書」15頁 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225/1.pdf
- 2 金融庁「『第3回 金融審議会 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』事務局説明資料」 https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryoku/20241030/1.pdf
- 3 前掲注1)15～16頁
- 4 「令和7年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について」(別紙1)コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.193
- 5 「令和7年改正保険業法(1年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表について」(別紙1)コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.44
- 6 前掲注5)No.35、No.36、No.39
- 7 前掲注5)No.26
- 8 前提となる考え方について、前掲注5)No.38が参考となります。
- 9 前掲注5)No.28

Fox & Mandalとの日印共同セミナーのご報告 — インド進出・投資の実務上のポイント

第1 はじめに

当事務所は、2026年7月21日、インドの法律事務所Fox & Mandalと共同で、日本企業によるインドへの進出・投資をテーマとするセミナー及びパネルディスカッションを開催しました。セミナーでは「インドに進出・投資する日本企業が直面する法律上・規制上の課題を読み解く」をテーマとして、インド市場への参入・事業拡大、FDI規制、M&A・JV、デューデリジェンス、技術移転、労務、紛争解決、スタートアップ・VC投資等、日本企業によるインドビジネスに関係する幅広い論点を取り上げました。

当日は、当事務所の金澤浩志弁護士によるオープニングリマックスに続き、セミナーでは、Fox & MandalからAshutosh Gupta氏及びSaurav Bhaumik氏、当事務所から大口敬弁護士及び三村侑意弁護士が登壇しました。続くパネルディスカッションでは、Fox & MandalのAshutosh Gupta氏及びSaurav Bhaumik氏、当事務所の本行克哉弁護士及び新澤純弁護士がパネリストとして参加し、当事務所のRonald Kaloostian弁護士がモデレーターを務めました。また、当日のプログラム全体の司会は当事務所の阿多侑子弁護士が担当しました。

Fox & Mandalは、1896年創設の、インドでも有数の長い歴史を有するフルサービス型法律事務所です。当事務所は従前から同事務所の弁護士と交流・協働を重ねており、当事務所の弁護士がニューデリーのオフィスを訪問した際には、インド最高裁判所をご案内いただいたこともあります。

また、両事務所では、日印間のビジネスに関する共同での情報発信にも取り組んでいます。昨年は「日本およびインドにおける暗号資産の法規制 (CRYPTO ASSETS: LEGAL AND REGULATORY FRAMEWORK IN INDIA AND JAPAN)」と題するレターを共同で執筆し、暗号資産等をめぐる日本とインドの規制を比較・解説しました。さらに、今年は「日印クロスボーダーM&A取引—契約書作成と交渉の主要な検討事項」を共同で執筆し、クロスボーダーM&Aにおける契約書のドラフティング及び交渉上の主要論点を、日印双方の実務の観点から整理しています。

今回のセミナーは、こうした人的交流と共同での研究・情報発信をさらに発展させ、日印双方の弁護士が、日本企業によるインド進出の際に実際に直面する課題を幅広く検討する機会となりました。

第2 高まる日本企業のインドへの関心

インドは14億人を超える人口を有し、今後も高い経済成長が見込まれる巨大市場です。他方で、28の州と8つの連邦直轄領から構成される連邦制国家であり、会社法や外国為替・

FDI政策等は中央政府が規律する一方、土地、労働行政、各種許認可等については州ごとの制度・運用を検討する必要があります。したがって、インドを「一つの市場」としてのみ捉えるのではなく、進出地域・州の選択を含めて事業環境を検討することが重要となります。

日本企業によるインドへの関心も一段と高まっています。セミナーでは、JBICの2025年度調査においてインドが日本企業の「有望な事業展開先」の第1位となっていること、またJETROの調査では日本企業の81.5%が今後1~2年でインドの現地事業を拡大する意向を示していることを紹介しました。

第3 高まる日本企業のインドへの関心

前半のセミナーでは、まずインドの商事法制及びFDI規制の概要を確認した上で、子会社の設立、JV、既存企業への出資・買収等の市場参入手法について解説しました。また、法務デューデリジェンス、表明保証・補償、クロージングの前提条件、アーナウト・後払対価、技術移転、安全保障輸出管理、紛争解決等、実際の取引で問題となる論点を幅広く取り上げました。



Saurav Bhaumik氏

インドへの投資では、取引の初期段階から投資ストラクチャーとガバナンスを十分に設計することが重要です。インド会社法には日本法と異なる点も多く、特にJVでは、持株比率だけでなく、取締役会の構成、重要事項に対する拒否権、定足数、デッドロックの解消方法等をタームシート段階から具体化しておく必要があります。また、将来のエグジットを見据え、ドラッグアロング・タグアロング、先買権 (ROFR)、プット／コールオプションや評価方法を事前に定めることも重要です。さらに、技術や知的財産を提供する場合には、共同開発IPの帰属や契約終了時の権利関係も明確にしておく必要があります。

加えて、インド投資ではデューデリジェンスも重要です。中央・州・地方レベルの規制や業種固有の規制が重層的に存在するため、契約・財務に加え、許認可、労務、税務、不動産、訴訟、コンプライアンス等を案件に応じて調査し、発見されたりリスクを表明保証、補償、エスクロー、前提条件等に適切に反映させることが求められます。



三村佑意弁護士

第4 パネルディスカッション

後半のパネルディスカッションでは、Fox & Mandal及び当事務所の弁護士が、税務ストラクチャリング、技術ライセンス・営業秘密、労務、紛争解決、ファンド規制・GIFT City等について、より実務的な観点から議論しました。



新澤純弁護士(左)、本行克哉弁護士(右)

例えば投資ストラクチャーについては、かつて税務上のメリットを期待して利用されることの多かった第三国の持株会社を経由する投資が、現在では必ずしも有利とは限らず、商業上の実質的な理由がない場合には日本からインドへの直接投資がよりシンプルな選択肢となり得ることが議論されました。

技術ライセンスについては、インドには営業秘密を包括的に

保護する単独の制定法が存在しないことから、秘密情報の範囲、契約終了後の使用禁止、資料の返還・廃棄等を契約上明確にするとともに、秘密情報として実際に管理されていたことを示す証拠を残すことが重要であるとの指摘がありました。

また、紛争解決については、日印間の契約ではシンガポールを仲裁地とするSIAC仲裁が引き続き有力な選択肢である一方、インドを仲裁地とする仲裁の信頼性も高まっていることが紹介されました。仲裁条項は形式的に置けば足りるものではなく、相手方の資産所在地や将来の執行も見据えて、仲裁地、仲裁機関、準拠法、言語等を一体として検討する必要があります。



Ashutosh Gupta氏

第5 おわりに

今回のセミナー及びパネルディスカッションでは、日本企業によるインド進出・投資においては、現地の法制度や実務を踏まえた事前の検討と継続的な対応が重要であることを改めて確認しました。

当事務所では、インドの法律事務所との連携を通じ、日本法・インド法双方の観点から、インドへの新規進出、M&A・JV、技術ライセンスその他の日印間ビジネスを支援できる体制を整えています。今後も現地の専門家と緊密に協力しながら、クライアントの皆様のインドビジネスを幅広くサポートしてまいります。



【スタートアップ分科会】「IVS2026」参加報告

<所属弁護士>

金澤浩志 古川純平 高橋瑛輝 大澤武史 本行克哉 富川 諒 谷 崇彦 河野大悟 木村俊太郎 木村瑠志
佐々木孝 西川 葵 前多 陸 本田祥馬 阿多侑子 山本侑樹 小野澤祐大

第1 本分科会の紹介

当事務所のコーポレートPGスタートアップ分科会は、国を挙げたスタートアップ支援が加速する昨今の情勢を踏まえ、スタートアップが直面する様々な問題に法務面から対応することを目的として活動しています。所属弁護士が取り扱った事案の知見や官公庁・業界団体等の公表情報を共有し、ファイナンス面・ガバナンス面・事業規制面について研究を重ねるとともに、令和7年8月からはnoteにおいて「ゼロから学ぶスタートアップ法務」の連載を行っています。本稿では、当分科会の対外的活動の一環として参加した「IVS2026」についてご報告します。

第2 IVS2026の概要

IVSは、平成19年(2007年)に始まった国内最大規模のスタートアップカンファレンスです。本年は「Japan is Back」をテーマに、令和8年7月1日から3日までの3日間、京都市勧業館「みやこめっせ」及びロームシアター京都をメイン会場として開催されました。会場では、起業家・投資家・大企業経営幹部等が登壇する多数のステージセッション、国内外のスタートアップ約340社が出展する「IVS Startup Market」、本年度20年目を迎えた国内最大級のピッチイベント「IVS LAUNCHPAD」等が、会場外では、京都市内各所で500件以上のサイドイベントが並行して行われました。参加登録者数は1万3,000人を超え、3日間で80を超えるセッションが開催されました。また、会場内には、京都のスタートアップ・エコシステムを紹介する「KYOTO ZONE」や、Web3・ブロックチェーン領域に特化した「CRYPTO ZONE」等のテーマ別のエリアも設けられていました。

第3 セッションの見学

みやこめっせでは、AI、ディープテック、資金調達等の多岐にわたるジャンルのセッションが数多く開催され、多くのスタートアップ関係者が登壇しました。生成AIの事業活用に伴う権利処理や規制対応、大学発ディープテックの知的財産戦略など、当分科会が研究してきた論点が事業の現場でまさに議論されており、法務が事業の速度を左右する場面の多さを実感しました。

第4 サイドイベントでのネットワーキング

開催期間中は京都市内各所でサイドイベントが開催されており、投資家、スタートアップ企業、スタートアップ支援に携わる専門家等、様々なスタートアップ関係者とのネットワーキングを行いました。

7月3日には、スタートアップ支援に携わる弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、弁理士、行政書士等が全国から集まる「IVS専門家NIGHT 2026」に参加しました。同イベントは、全国に200名を超える会員を擁する専門家コミュニティBAMBOO INCUBATORが主催したサイドイベントです。ストックオプションの設計や資金調達実務における各士業の役割分担、生成AIの活用など、実務上の悩みを率直に交換することができ、他事務所・他士業の専門家との貴重なネットワークを得ることができました。

同イベントの第1部では、当事務所の本行克哉弁護士が「税制適格ストックオプションAtoZ」と題するトークセッションに登壇しました。本セッションは、当事務所の大澤武史弁護士、本行克哉弁護士が執筆を担当した『税制適格ストックオプションの教科書』（BAMBOO INCUBATOR監修、中央経済社、令和8年7月28日刊）の出版記念プレイベントとして開催されたものです。会社法、税法、会計、労務など複数の専門知識が複雑に交錯する税制適格ストックオプションの発行実務について、実務上の要点が具体的に解説されました。

また、同イベントの第2部では、士業・専門家における生成AIの業務活用がテーマとして取り上げられ、士業・専門家業務における生成AIの活用事例、生成AIの業務活用に伴うセキュリティ・情報管理上のリスクと対策等について、活発な議論が行われました。

第5 おわりに

起業家、投資家、専門家が一堂に会する場に身を置くことで、スタートアップが直面する課題の質とスピードを肌で感じることができました。当分科会では、今後もこうした活動を通じて情報の収集と発信に努め、クライアントの皆様のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう研鑽を重ねてまいります。



IVS専門家NIGHT 2026の様子



弁護士
傍島 佑一郎
(そばじま・ゆういちろう)

<出身大学>
慶応義塾大学法学部
大阪大学法科大学院

<経歴>
2026年3月
最高裁判所司法研修所修了
(78期)
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
一般企業法務/会社法務、
民事法務、家事相続法務、
訴訟・紛争解決

成年後見制度の見直しに関する民法等の改正の概要

弁護士 傍島 佑一郎

第1 はじめに

成年後見制度等について、抜本的な見直しを行う「民法等の一部を改正する法律」(令和8年法律第45号)が、令和8年6月24日に公布されました。

成年後見制度は、本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度です。高齢化や単独世帯の増加による家族の在り方の変化でニーズが増加・多様化し、障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重する理念の高まりもみられることから、制度を使いやすくすることが喫緊の課題となっていました。本改正は、こうした課題に対応するものです。

なお、同法は遺言制度の見直しも含みますが、本稿では成年後見制度に関する部分の概要についてご説明します。以下、法令名の記載がない条文は、改正後の民法の条文を指します。

第2 改正の概要

1 後見・保佐の廃止と補助への一元化

現行法は、事理弁識能力の程度に応じて利用できる制度が後見・保佐・補助のいずれかに画一的に定まり、事理弁識能力を欠く常況にあると包括的な代理権・取消権を伴う後見しか利用できず、事理弁識能力が回復しない限り制度利用をやめられませんでした。改正後は、後見・保佐の制度が廃止され、①事理弁識能力が不十分であること、②本人の同意、③制度利用の必要性を要件に、特定の行為ごとに代理権を付与する審判又は補助人の同意を要する旨の審判をする補助の制度に一元化されます(第7条、第9条、第11条)。また、事理弁識能力を欠く常況にある方は法定の重要な財産行為の取消権を伴う特定補助を選択できるようになります(第10条)。さらに、事理弁識能力が回復していない場合でも制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは、申立て又は職権により、制度利用を終了できるようになります(第12条)。

2 本人の意思の尊重

現行法は、選任時の考慮要素の最後に本人の意見を置くにとどまり、意向を把握すべき義務もなく、解任事由は不正な行為等の後見人側の事情に限られていました。改正後は、まず、家庭裁判所が補助人を選任する際に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」が規定され、重要な考慮要素であることが明確化されます(第876条の2)。次に、補助人が職務を遂行する際には、本人に情報を提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により本人の意向を把握しなければならないことが明確化されます(第876条の11)。さらに、解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」が追加され(第876条の5)、横領等の不正な行為がない場合でも、例えば補助人が本人と面談を行わないなどにより本人が適切な保護を受けられないときは、解任(交代)が可能となります。

3 報酬

家庭裁判所が報酬を決定する際、補助人が行った事務の内容等が考慮要素であることが規定上明確化されます(第876条の19)。あわせて、報酬請求が認容された事案の実績が公表されることとが予定されており、予測可能性が高まります。

4 死後の事務

補助人は、本人死亡後の火葬・埋葬の契約の締結や、本人が死亡した当時の権限の範囲内での相続財産の保存に必要な行為(例えば未払の施設利用料の支払)を行うことができるようになります(第876条の26)。

5 補助開始の審判等の審理手続

補助開始や代理権付与等の審判では、原則として本人の陳述聴取が必要となり、家庭裁判所が必要と認める事案では市区町村長その他適当な者に意見を求めることができるようになります(家事事件手続法第120条)。

6 意思表示の受領の特別代理人

家庭裁判所は、意思表示の相手方が事理弁識能力を欠く常況にあり、その者のためにその意思表示を受ける者がいないときは、表意者の請求により、意思表示の受領のための特別代理人を選任できる制度が新設されます(第98条の3、家事事件手続法第149条の2)。この特別代理人は、必要に応じて補助開始の審判や代理権付与の審判を請求し、必要な対応を補助人に引き継ぐこともできます。

7 任意後見制度

任意後見監督人による監督が明らかに不要と家庭裁判所が認めるときは、任意後見監督人を選任せず家庭裁判所が直接監督することが可能となります(任意後見契約法第7条)。また、補助の制度の利用を開始した後も任意後見契約が存続することとされ(任意後見契約法第5条等)、複数の任意後見契約の効力発生順序の合意や、公正証書で本人が指定した者による発効の申立ても可能となります(任意後見契約法第4条、第5条、第6条)。あわせて、補助人と任意後見人の権限が重複する場合の調整に備え、任意後見契約の一部解除の規律も新設されます。なお、補助開始の審判の申立て等についても、本人が公正証書で指定した者による申立ても可能となります(第7条、第8条)。

第3 おわりに

今回の改正は、主として後見・保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化することにより、本人にとって必要な範囲・期間での制度利用と自己決定権の尊重を図るものです。改正後の制度は、公布(令和8年6月24日)から2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

なお、施行前から後見・保佐を利用している方は、基本的には現行法の内容のまま制度利用を継続することができ、新制度への移行や制度利用の終了を求める申立てをすることもできます(附則第2条、第3条。補助についての制度利用継続は附則第4条)。施行日前に締結された任意後見契約にも、改正後の任意後見契約法が適用されます(附則第6条)。制度の利用中又は利用を検討している場合には、施行の時期や経過措置の内容に注意が必要です。



弁護士

河野 大悟
(かわの・だいご)

<出身大学>
大阪市立大学法学部

<経歴>
2022年4月
最高裁判所司法研修所修了
(74期)
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
企業法務、会社法務、
民事法務、訴訟・紛争解決

留学報告 —Duke大学ロースクールにて—

弁護士 河野 大悟

2026年7月1日より、米国のDuke大学ロースクール(Duke University School of Law)に留学しています。Duke大学での留学期間は約1年間であり、修了後にニューヨーク州司法試験を受験し、さらに約1年間の海外研修を経て、2028年9月頃に帰任する予定です。今回は、留学先であるDuke大学のご紹介と、これまでに参加したプログラムの内容について、ご報告します。

第1 Duke大学について

Duke大学ロースクールは、米国ノースカロライナ州ダーラムに所在するロースクールです。ダーラムは、近隣の大学都市とともにリサーチ・トライアングルと呼ばれる地域を形成し、研究機関やIT・スタートアップ企業が数多く集まる、活気のある学術都市です。私が在籍するLLM(法学修士)プログラムには、本年、34の国・地域から約80名の学生が参加しています。1学年80名前後と比較的少人数で、LLM生はほとんどの授業をJD(法務博士)課程の学生とともに受講する点が大きな特徴です。ビジネス法分野の科目が特に充実しており、実務経験を持つ教員による実践的な授業も多く開講されています。世界各国から集まった仲間や現地の学生と日常的に交流しながら学べる環境であり、米国法実務についての知見を深めるのみならず、語学力の向上の面でも実りの多い留學生活となることを期待して、Duke大学ロースクールを留学先を選びました。



Duke大学のシンボルであるチャペル。

第2 SILLCプログラムについて

Duke大学でのプログラムは、7月からの約4週間にわたるSILLC(Summer Institute on Law, Language & Culture)という導入プログラムから始まりました。これは、外国で法律実務や研究に携わる者を対象に、米国法と判例分析の基礎、米国式のリーガルライティング、法廷弁論などを学ぶ準備課程であり、30名程度の生徒が参加しています。少人数のセミナーを中心に、模擬裁判や契約交渉の演習、地元の裁判所や法律事務所の見学など、実践的なカリキュラムが組まれて

います。授業はすべて英語で行われ、日々の課題として、法的な論点を含むニュース記事を探して要約し、教室で発表することも求められました。参加人数が限られているため、生徒、担当教員やティーチング・アシスタントとの距離が近く、生徒の自宅でのBBQパーティなど、教室の外で交流する機会も設けられていました。こうした4週間のプログラムを通じて、米国のロースクールで用いられる双方向型・事例研究型の学び方に、少しずつ慣れることができたと感じています。

SILLCを通じて特に印象に残ったのは、米国と日本の裁判制度の違いです。米国では陪審員制度が採用されており、国民は陪審員による判断のもとで裁判を受けることが保障されるとともに、陪審員を務めることが国民の義務とされています。陪審員が担当するのは事実認定のみで、法律判断は裁判官が行いますが、事実認定を行えるのは第一審裁判所(Trial Court)に限られるため、その役割は重要です。また最高裁判所裁判官の存在感にも違いを感じました。連邦裁判所では裁判官の身分が終身で保障され、30年以上にわたる職を務める例もあり、就任にあたっては数日間の公聴会で資質が確認されます。こうした在任期間の長さや手続における報道を通じて、裁判官は多くの国民に知られる存在となります。私は、日米の最高裁判所を比較するプレゼンテーションを行い、各国の参加者と意見を交わしました。自国の制度を外国語で説明し比較しながら議論する経験は日本では得がたく、多くの学びを得ることができました。

第3 おわりに

各プログラムを通じて、学内外で多くの学生と交流する機会に恵まれています。出身国も経歴もさまざまな仲間と、法律の話題にとどまらず、それぞれの国の文化や実務について語り合う時間は刺激的です。英語力にはまだ課題を感じるものの、予想していた以上に議論へ加わっている手応えも得ています。この夏の経験を通じて、各国の実務家と英語で率直に意見を交わせる環境の貴重さを、改めて実感しています。9月から、より専門的で本格的な秋学期の授業が始まりました。

事務所への復帰後には、海外との取引案件についてより注力し、クライアントの皆様にご貢献できるよう、引き続き学習と交流の両面に力を入れて取り組んでいきます。



SILLCの参加者の集合写真。筆者は中央上段。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 譲二	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗
弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎
弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 田中 幸佑	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 小宮 俊
弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純	弁護士 榎本 辰則				
弁護士 中務嗣治郎 (シニアカンパニイ)	弁護士 岩城 本臣 (シニアカンパニイ)	弁護士 森 真二 (シニアカンパニイ)	弁護士 加藤 幸江 (シニアカンパニイ)			
弁護士 松本久美子	弁護士 秋山絵理子	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦	弁護士 土肥 俊樹 (経済産業省勤務中)	弁護士 樺淵 陽 (個人情報保護委員会勤務中)	弁護士 加藤 友香
弁護士 小林 優吾 (金融庁勤務中)	弁護士 佐藤 諒一	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟 (海外留学中)	弁護士 小川 広将 (金融庁勤務中)	弁護士 町田諒一郎 (民間企業勤務中)
弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜 (金融庁勤務中)	弁護士 小山 詩音 (民間企業勤務中)	弁護士 三村 侑意	弁護士 野崎 佐季 (金融庁勤務中)	弁護士 亀田孝太郎 (金融庁勤務中)	弁護士 中村 優介
弁護士 内田孝太郎 (民間企業勤務中)	弁護士 木村 瑠志	弁護士 森山 雄平	弁護士 横山 淳司	弁護士 佐々木 孝	弁護士 西川 葵	弁護士 達澤縁太郎
弁護士 前多 陸	弁護士 本田 祥馬	弁護士 松浦 拓海	弁護士 深田 美紀	弁護士 阿多 侑子	弁護士 内海 徹哉	弁護士 傍島佑一郎
弁護士 山本 侑樹	弁護士 岡庭 遼岳	弁護士 小野澤祐大	弁護士 小野澤祐大	弁護士 ルシнда・ローマン (オランダ・カルステイアン カフカール・アール ロンドン・ローマン 客員弁護士)	客員弁護士 八木 良一	法務部長 上田 泰豊